

## ホームページ・広報委員会要綱

### (設置)

第1条 市立函館病院ホームページや広報誌、デジタルサイネージ等の広報について必要な事項の検討を行うため、ホームページ・広報委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (所掌業務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ホームページの管理・運営に関すること。
- (2) 院内掲示物や広報誌、パンフレットの作成に関すること
- (3) デジタルサイネージ広告の管理・検討に関すること
- (4) その他、広報に関すること

### (組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、副院長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 委員長は、院長が指名する。
- (4) 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- (5) 委員は、各所属からの推薦を受け、院長が選出する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- (1) 会議は、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見・説明を聴き、またはその者に資料の提出を求めることができる。
- (3) ホームページについて委員会での協議決定事項は、運営企画会議での承認をもって運用に移行することができる。ただし、緊急性を有する事案または軽微な事案については、委員長の承認をもって実行することができる。なお、この場合は委員長が直近の運営企画会議においてその旨を報告しなければならない。

### (事務局)

第5条 委員会の庶務は、経営システム課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定めることができる。

### 附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

令和4年4月1日改訂

令和5年6月1日改訂

令和6年4月1日改訂